

御出儀可忝候。委細使者申合候間可得御意候。恐惶謹言。

(天正十三年) 五月二十日

溝口金石

秀勝 在判

前 (利家) 又左様

入々御中

(溝口秀勝は大聖寺城主なり。)

六月六日。前田利家京より、能登の青木善四郎等に、羽柴秀吉の出馬するまで國境を嚴守せしめ、且近日自ら下國すべきを報す。

【北徴遺文】

一八九五

書狀披見、如御申越、今度上洛仕合無殘所下着候。殊近日可爲御出馬之旨候間、越中平均に可申付事不可有程候。其元機遣も今少之間に候。普請・番等無油斷之由尤候。我々も近日可下國候間、期其時候。謹言。

(天正十三年) 六月六日

(前田) 利家 在印

青木善四郎殿

大屋助兵衛殿

(案ずるに、この文書に近日可下國候といへば、利家が上洛中に發せし消息なるべし。然らば仕合無殘所下着候。とあるは、厚遇を得て旅館に就けりとの意か。)

六月廿二日。前田利家、鹿島郡龍門寺に、居屋敷を寄進す。

【龍門寺文書】 鹿島郡

一八九六

寺居屋敷小の所、令寄進之條不可有異儀候。仍如件。

天正十三 六月廿二日

(前田) 利家 在印

龍門寺

六月廿二日。前田利家、鹿島郡德翁寺に、居屋敷を寄進す。

【德翁寺文書】 鹿島郡

一八九七

寺居屋敷小の所、令寄進之條、不可有異儀候。仍如件。

天正十三 六月廿二日

(前田) 利家 在印

(德翁寺) 山ノ寺

六月。前田利家、能登の百姓等に、荒蕪地の開墾を怠ること勿らしむ。

【能登國古文書】

一八九八

在々荒地於有之者、悉開作可申付候。若少にても於荒置は、當村惣百姓にかゝり可取納候。成其意、耕作專可申付候也。

天正十三 六月 日

(前田) 利家 在印

菅原 行 長

中川 太郎右衛門

杉屋 百姓 中

○ 【能登國古文書】

一八九九

在々荒地於有之者、悉開作可申付候。若少にても於荒置者、當村惣百姓にかゝり可取納候。成其意、耕作專可申付候也。

天正十三 六月 日

利家 在印

府中組百姓中

(取納とあるは收納の意なり。)

○ 【能登國古文書】

一九〇〇

在々荒地於有之者、悉開作可申付候。若少にても於荒置者、當村惣百姓にかゝり可取納候。成其意、耕作專可申付候也。

天正十三 六月 日

利家 在印

熊木百姓中

○ 【能登國古文書】

一九〇一

在々荒地於有之は、悉開作可申付候。若少にても於荒置者、當村惣百姓にかゝり可取納候。成其意、耕作專可申付候也。

天正十三 六月 日

利家 在印

鳳至郡百姓中